

毎月勤労統計調査地方調査の概要

1 調査の目的

賃金・労働時間及び雇用について、毎月の状況を明らかにすることを目的とする。

2 調査の対象

日本標準産業分類の鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業に属する県内事業所のうち、5人以上の常用労働者を雇用する事業所から抽出された約 700事業所である。

3 調査期日

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在とする。）。

4 調査事項の定義

(1) 現金給与額

現金給与額とは、賃金、給与、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うもののうち、通貨で支払われる額で、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前のものをいう。

- ① 「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」との合計である。
- ② 「きまって支給する給与（定期給与）」とは、労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給される給与のことであり、「超過労働給与」を含む。
- ③ 「超過労働給与」とは、所定の労働時間を超える時間の労働（時間外労働）、休日労働、深夜労働、宿日直に対して支給される給与をいう。
- ④ 「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものをいう。
- ⑤ 「特別に支払われた給与（特別給与）」とは、現金給与額のうち、「きまって支給する給与」以外のすべてのものをいう。

(2) 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいう。なお、事業所に出勤していない日は、有給であつても出勤日としないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は、給与が支給されているか否かにかかわらず除かれるが、運輸関係労働者等の手待時間はこれに含める。なお、本来の職務以外に行われる宿日直の時間は労働時間に含めない。

- ① 「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計時間数である。
- ② 「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた時間数である。
- ③ 「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤等の時間数の合計である。

(4) 常用労働者

期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時又は日雇い労働者で前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうちパートタイム労働者以外の者である。

なお、法人の重役や理事などの役員であっても、常時事業所に勤務して一定の職務に従事し、一般の雇用者と同じ給与規則又は基準で給与の算定を受けている場合は常用労働者とする。ただし、事業主又は法人の代表者はこの条件を備えていても除く。また、事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

5 調査結果の推計方法

(1) 規模及び各産業別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別1人平均月間給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数の各々の合計を、前月末労働者の合計と、本月末労働者の合計との平均で除して求める。

$$\overline{a} = \frac{a}{\frac{1}{2} (e_0 + e_1)}$$

$\overline{a}$ ……各種平均値
 a ……各種調査数値の合計
 e_0, e_1 ……前月末及び本月末調査労働者数
(いずれも本月分調査票)

(2) 規模計及び産業計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給総額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値に推計比率を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を算出し、同様な方法で推計した前月末推計労働者数と本月末労働者数との平均で除して求める。

$$\overline{A} = \frac{A}{\frac{1}{2} (\Sigma E_0 + \Sigma E_1)}$$

$\overline{A}$ ……各種平均値
 A ……各種調査数値の合計 (産業、規模別)
 E_0 ……前月末推計労働者数 (産業、規模別)
 E_1 ……本月末推計労働者数 (産業、規模別)
 r ……推計比率 (産業、規模別)
 Σ ……産業又は規模等についての合計をとることを示す記号

ただし、
 $A = a \cdot r$
 $E_0 = e_0 \cdot r$
 $E_1 = e_1 \cdot r$
 $r = \frac{E_0}{e_0}$

(3) 推計労働者数の推計方法

産業、規模別並びに産業計及び規模計とも、前月末及び本月末調査労働者数に推計比率を乗じ、母集団に復元したものである。

6 報告書利用上の注意

- (1) 調査対象数が僅少である産業（鉱業、不動産業等）については、表章はしていないが、「調査産業計」には含まれている。
- (2) この調査の調査対象事業所は、事業所統計調査結果に基づいて、概ね3年ごとに抽出しており、最近では平成11年1月及び14年1月に抽出替えが行われた。
- (3) 抽出替え時には、新旧調査結果にギャップが生じるため、時系列的連続性を保つ上からギャップ修正を行う必要がある。11年1月のギャップ修正では、11年1月分から13年12月分の指数を10年12月以前の水準に改訂する方法を採用し、14年1月のギャップ修正では、11年2月分から13年12月分の指数を14年1月以後の水準に改訂する方法を採用した。

また、これらのギャップ修正された指数の基準時を平成7年から12年に更新した。

なお、実数値については修正を行っていないので、時系列比較については指数を利用されたい。

（指数の算式）

$$\text{各月の名目賃金、労働時間、雇用指数 (12年基準)} = \frac{\text{ギャップ修正後の各月の指数 (7年基準)}}{\text{ギャップ修正後の12年平均指数 (7年基準)}} \times 100$$

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{各月の群馬県消費者物価指数}} \times 100$$

- (4) 対前年増減率

指数により算出している。平成13年までの増減率は、ギャップ修正後の平成7年基準の指数により算出している。このため、実数による比較とは一致しないことがある。また、12年基準の指数による比較とも一致しないことがある。

- (5) 労働異動率

労働異動率は、事業所間における雇用の流動状況を指す指標として作成されたものであり、単に新規の入・離職者だけでなく同一企業内の転勤者も含まれている。

なお、労働異動率は、指数とは異なり推計労働者数から算出しているので抽出替えに伴う修正は行っていない。

（労働異動率の算式）

$$\text{入・離職率} = \frac{\text{月間の増加（減少）推計労働者数}}{\text{前月末推計労働者数}} \times 100$$

- (6) 賞 与

この報告書における賞与とは、6～8月（夏季）、11月～1月（年末）における「特別に支払われた給与」のうち賞与（一般的に賞与、ボーナスと呼ばれているもの）を集計したものである。

- ① 「支給労働者1人平均支給額」とは、賞与を支給した事業所の1人平均賞与支給額である。
- ② 「支給事業所割合」とは、賞与を支給した事業所の全事業所に占める割合である。
- ③ 「支給労働者数割合」とは、賞与を支給した事業所における全常用労働者の全事業所における全常用労働者に占める割合である。
- ④ 「平均支給率（月数）」とは、賞与を支給した事業所における賞与の所定内給与に対する割合である。